



Title	<翻訳>盜賊支配
Author(s)	デッラ ポルタ, ドナテッラ; ヴァヌッチ, アルベルト; 河田, 潤一
Citation	阪大法学. 2003, 53(2), p. 201-230
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54933
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

盜賊支配

“ドナテッラ・デッラ・ポルタ／アルベルト・ヴァヌッチ

訳・河田潤一

〈訳者あとがき〉

以下に紹介するのは、ヨーロッパ大学研究所（フィレンツェ）教授ドナテッラ・デッラ・ポルタ（Donatella della Porta）と日本大学准教授アルベルト・ヴァヌッチ（Alberto Vannucci）による、制度の心臓部へ転移した公金横領的な政治腐敗、彼らの用語でいえば「盜賊支配（cleptocrazia）」に関する論説。“Cleptocrazia,” in *Encyclopedie delle Scienze sociali*, vol. IX (Roma: Istituto della Enciclopedia Treccani, 2001), pp.32-41の決定稿を訳出したものである。

著者の一人であるドナテッラ・ポルタは、一九五六年生まれ。カターニア大学で学んだ後、パリの社会科学高等研究院（EHESS）において修士号、ヨーロッパ大学研究所で博士号を取得し、その後フィレンツェ大学を経て、本

年四月からヨーロッパ大学研究所社会学教授の地位にある。また、ヴァヌッチは、一九六二年生まれ。ピサ大学で学んだ後、同大学で修士号、ピサ聖アンナ高等学術研究院 (SSSUP) で博士号を取得、現在ピサ大学政治学准教授の地位にある。

デッラ・ポルタの研究分野は、極めて多岐にわたっており、いにその研究の一端を紹介する、政治汚職・腐敗に関する研究以外にも、社会運動、テロリズムなどの研究者としても知られている（訳注1）。汚職・腐敗関係については、単著として、一九九二年に出版された、*Lo scambio occulto : Casi di corruzione politica in Italia* (Bologna: Il Mulino, 1992) が彼女はある。同書は、イタリアの二つの都市、サヴオーナ、フィレンツェ、カターニアの事例分析を通じて、政治汚職・腐敗を、政党、政治家、地方政府、官僚、企業、犯罪組織間の「隠れた交換」として分析し、戦後イタリア政治の宿痾ともいべき腐敗の構造とメカニズムを明らかにしている。もう一人の著者ヴァヌッチは、大学院時代から一貫して政治汚職・腐敗研究に取り組んでおり、その系にあるマフィア分析にも定評がある。彼には単著として、*Il mercato della corruzione : I meccanismi dello scambio occulto in Italia* (Milano: Società Aperta, 1997) がある。

右記「冊はんむじ」アレッサン卓・ピツォルノ (Alessandro Pizzorno) による序論を得てある。彼らは、ピツォルノらが進める政治腐敗研究等への関与を通じて問題意識を共有し、それは、*Corruzione politica e amministrazione pubblica : Risorse, meccanismi, attori* (Milano: Il Mulino, 1994) & *Un paese anomale : Come la classe politica ha perso l'occasione di Mani Pulite* (Roma-Bari: Editori Laterza, 1999) などの共著として結実した。前書は、比較という意味では他の国々への若干の言及はあるものの、主として戦後イタリアの政治汚職・腐敗を、諸制度・諸組織（国家機関、企業家的政党、政治家、官僚、国家参加企業、司法当局、犯罪

組織等)間での諸権力アリーナへの影響力行使、情報・余禄への接近(その阻止)、身体的危害の抑止を含む各種保護の取引の便益交換構造の「後ろ向きの連鎖」として分析する。なお、同書は、多少内容を変えて、*Corrupt Exchanges: Actors, Resources, and Mechanisms of Political Corruption* (New York: Aldine de Gruyter, 1999) として出版された。また、後者は、「」への養護老人ホーム所長マリオ・キエーニ (Mario Chiesa) の、下請清掃会社から現金700万リラを受け取ったとされる収賄容疑による逮捕(一九九二年一月)に端を発するタンジェンツォーポリ (tangentopoli) と、それに対決する「」地検検事補アントニオ・ディ・ピエトロ (Antonio Di Pietro) 率いる汚職摘発=「清潔な手 (Mani Pulite)」作戦の全貌を、夥しい資料に基づき明らかにしたものである。

「」に紹介する「盜賊支配」は、リバーナー一人の研究者が、国家を食い物にする家産制的・収奪的性格が強い、公金追剥的・蓄財的な腐敗を、「盜賊支配 (cleptocrazia)」として、『社会科学百科事典』の求めに応じて執筆した論考である。

最後になつたが、邦訳を公表するにあたつて、これを「」快諾いたただいた、デッラ・ポルタ教授及びヴァンヌッチ教授、ならびに『社会科学百科事典』刊行のイタリア百科事典協会 (Istituto della Enciclopedia Italiana) 編集部には心から感謝申し上げたい。

〔付記〕本訳稿は、平成一四・一五年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「政治腐敗・クライエンテリズムに関する比較政治学的研究」(研究代表者・河田潤一)の成果の一部である。なお、原著者のデッラ・ポルタ、ヴァンヌッチ両教授は、本研究の海外共同研究者の一員である。

(訳注一) デッタ・ポルタ教授は、パリ（修士）ではアラン・ルカーネー教授のもとで集合運動の社会学を、またフィンランディア（博士）ではティリップ・ハーマンター教授のもとで左翼アートを研究した。関連する共著、編著書を以下紹介する。紙幅の余裕がないので、単著のみを挙げれば、前者には、*Movimenti collettivi e sistema politico in Italia* (Roma: Bari: Editori Laterza, 1996)、後者には、*Il terrorismo di sinistra* (Bologna: Il Mulino, 1990) がある。また、国別にあたがへる *Social Movements, Political Violence, and the State: A Comparative Analysis of Italy and Germany* (Cambridge: Cambridge University Press, 1995) がある。

盗賊支配

一 はじめに——盗賊支配と公的権力

盗賊支配 (kleptocrazia) は、語源的には、ギリシア語の「盜む (klépto)」と「支配 (krátoς)」の合成語である。盗賊支配は、資源の組織的な窃盗と略奪をもくろむ統治エリートによる政治権力の乱用を意味し、それは被支配層の犠牲の上に立つ。盗賊支配的な支配は、国家機構内の権力の源泉と、機構外のそれとの相互作用の結果として現れる。国家機構内の権力は、本質的に暴力の独占的行使による事物の処理能力を通じて確認しうる政府の行為統制力に由来 (Weber, [1922], p. 53)。他方、機構外の権力は、特に市場における生産資源に対する支配によつてもたらわれる。一切の政治システムは、それに固有の規範を通じて、これら二つの権力の境界、政府の指令と私的資源の境界を定義する。しかし、いかなる公的組織にも、この境界を、変更／越境する好機——支配の形態によるが、大抵は金を儲ける機会——が訪れる可能性があり、その結果、政治権力の私物化が起つ。公金横領 (公的資源の窃盗)、国庫収入の詐欺的・恣意的な着服といった汚職などはその典型例である (Pizzorno, 1992, p. 14)。私利私欲のために政治権力を使う条件が特に整つており、政府もその手の活動をし、政治エリートの誰一人そつした行為に後ろめたさを感じないような場合、いわゆる盗賊支配まで後一步のところにあるといえよ (Andreski, 1968; Wiles, 1974, pp. 450-454)。言い換えれば、盗賊支配国家は、権力者の私富を最大にする、純然たる手段として現れる。権力者たちは、私的目的のために国家の強制装置を欲しいままに支配し、住民が享受する公

的サービスとは全く無関係に、威嚇的、選択的に彼らから税をぶんどろうとする。こうした点では、盜賊支配の概念は、家産制（国家を私的財として経営）や収奪（一切の重要な代償を欠く、暴力の脅しによる資源の榨取）といった要素と重なり合う。

盜賊支配の重要な要素の一つは、近代国家の誕生時にすでに明瞭に見て取れる。国家の最も重要な統治活動は、実際には農業活動、あるいは商業活動の余剰を吸い上げ、収奪し、限られた一部の政治権力集団を排他的に利することであった。近代国家の発展は、生産と暴力行使を生業とする、「組織的犯罪集団」の段階的な是認過程として解釈してきた。彼ら権力集団は、（1）常に実力（武力闘争を通じた）を背景とする脅威の危険を孕む領土外の敵を排除、あるいは無力にすることに成功し、それと同時に、（2）領土内の敵を排除、あるいは無力にし（国家建設）、（3）住民に庇護のサービスを施し、自分たちの「顧客」の敵を排除、あるいは無力にし、（4）財政制度、あるいは他の資源の「榨取」装置を駆使することによって、（1）、（2）、（3）の契機を奏功させるに足る資源を自らのものとしてきたのである（Tilly, 1985）。

歴史的に見れば、西欧諸国では二三世紀のうちに、自由主義体制、あるいは自由民主主義体制の進展があり、盜賊支配の要素は徐々に薄らいだ。こうした全体の流れは、何にもまして、「近代官僚制の原理」に基づく公共責務とその担い手の分離の結果生じたのである。その意味は、個人は私的資格によつて行政資源を保有することは能わず、個人は特定の公職を担当し、公行政における服務規律に服する限りにおいてのみ権力を有する、というものである。こうした進展とあわせて、大衆の政治参加が拡大し、国家機能も膨張するにつれ、公共事務の運営は、特定の専門能力と自立した生計手段の創出を必要としだした。公行政と政治階級の専門化が促進されたのである。またこれと同時に重要なのが、君主の法律への服従と、その結果としての臣民の市民への変容であった。市民は、

その種々の請求が司法機関によつて公平に保障される、権利の担い手・主体となつたのである。民主主義の浸透とともに、公的機関が盜賊支配の誘惑に屈しないような抑制装置も強化された。対立し合う政治勢力間の定期的な競争選挙は、エリート選抜の一つのメカニズムであり、また統治階級の「略奪」行為を強くせがむ政治家の行動を、落選という政治的制裁の恐れのもとに置く統制の仕組みでもある。さらに、競争的民主主義では、盜賊支配的な行動は、公的機関の内部統制（司法部、調査委員会等）や外部統制（政敵、マスメディア、世論、国際機関）とは独立した、様々なレベルの機関によつて白日のもとにさらされる可能性が高まつた。

これらの要素によつて、確かに現代の自由民主主義的な国家では、公権力の露骨な盜賊支配的乱用は減つた。だが多くの途上国では、今日でさえこの種の盜賊政治的な支配が脆弱な立憲構造（その多くが西欧諸国の借り物）のすそ野に広く観察できる。そこでは、国家機関全体が一種の私有財産として運営され、支配者の諸団体に対する権利は、絶対的な私的権利——所有でき、その価値を実現できる経済的財ならば所を選ばず要求する権利——とでも形容できるものに変わる（Weber, [1922], p. 227）。主権の一般的属性（法律、軍、課税、裁判等）は、支配者の道具となり、連中はこれらの道具を使って、経済あるいは天然資源の売買が生み出す資源を私的資格で弄ぶことができる（Lundahl, 1997）。挿話となるが、盜賊支配の片割れが政権を新たに奪取した政治革命などでは、権力から追い落とされた政治猛者やその縁者、あるいは派閥仲間が、国庫から盗み出した莫大な金を、海外の個人口座に送金していた事実が告発されたり、その証拠書類が暴露されたりする。

統治が民主的に行われている国でも、旧弊がより牢固に残つてゐる国家では、盜賊支配をなかなか根絶できないでいる。盜賊支配——あるいは少なくとも「略奪」政治——の可能性を民主主義のなかにも想定する主要な学問分野は、政治家あるいは官僚は自己の物的利得を基礎に職権の拡大を図る、と主張する公共選択論である。この理

論は、どのような政府活動の動機にも、盜賊支配的な要素を認めることによって、国家の性質、機能、そして他ならぬ正統性の源泉についての再考を促す。強要と庇護、不正な金儲けと課税、国家権力と犯罪権力の線引きが分析的に問われる、と言い換えてもよし（Shelling, 1984）。マキアヴェッリからホップズに至るまで、国家の中心的な機能は、組織、そしてできれば暴力を生み出す軍事技術における、「規模の経済」で有利に立つ強制力の独占的管理である、といわれてきた（Lane, 1966；North, 1981）。

公共選択論からみれば、社会で裕福になるための「政治手法」は、「経済手法」とは異なる。政治手法の特徴は、生産や自発的交換とは違つて、他人の財産を暴力的に略奪することにある。国家は、「政治的手段の組織」として、略奪の犠牲者から寄生的な利益を集め、「盜賊政治屋」の閉鎖的集団にとつて単なる道具にすぎないであろう（Oppenheimer, [1924], p. 14）。他方、国家による徴税を盜みと同一視し、国家を大規模かつ強大な犯罪組織と区別しない無政府主義的、自由至上主義的な考え方を別にすれば、強制力の本質的に排他的な行使を固有の特性とする政体——国家——の存在は、無政府状態よりは「ましなもの」として正統化されてきた。無政府状態では、相争う「盜賊」行為の野放し状態が領土を覆い、生産＝消費活動の誘因を破壊するのに対し、権力にしがみつく盜賊政治家は——盜みを独占し合理化する「常駐の盜賊」として——、生産力を高め、個人の実入りを増やす、社会秩序と社会関係の将来への見通しについての最低条件を確認しようという誘因を持つ。反対に、独裁者の当面の存続に展望が持てず、また権力の継承が疑わしいほど、私財の没収や野蛮な略奪への刺激は強まる（Olson, 1993）。

同様に、古典的な社会契約論は、「レヴァイアサン」＝国家を、無政府的な「自然状態」のもとで人々が跳梁跋扈し、渦巻く相互不信と社会的協力の欠落が生み落とすとてもない高コストを回避する道具的な装置とみる。いかかる「公共財」、そして「社会秩序」の創出も、例外なく、「フリーライダー」のジレンマの解決を実際には要

求する。」の解決方法は、返礼抜きに他人の協力を得たいという個人の誘因を前提とする、等しく協力的な行動に結びつくものである。ここからすれば、国家の機能は、一定の権利構造を相当安定した形で明確にする行為範型から逸脱を強制的に制裁する道具を、社会集団の構成員に提供することとなる (Buchanan, 1975)。だが、役人の恣意的な「暴力」資源の乱用によって、個人の権利は脆弱かつ選択的、裁量的にしか保障されえなくなり、その損失を埋める形で歳入面で度を超した「犠牲」を国民に強いことになる。換言すれば、支配者は、国家活動がもたらす脅威から市民を守ろうとして、結果的にはその庇護（たとえ不安定かつ気紛れだとしても）を、真正の、そして国家に特有の強要に変えかねないのである (Olson, 1996)。近代立憲主義の本質は、政治権力者が侵犯しえないような形で、市民に彼らの諸権利の一組を保障し、またいつそう質の悪い支配者が過度の害悪を市民にもたらさないよう、権力の腐敗の可能性や公権力の盜賊支配から市民に公平な保護を保障する努力にある (Popper, 1963)。この意味で、自由主義体制は、国家による組織化された強制力の手段を行使する様態の点で、より高水準の予測可能性を持つことで抜きん出ている。この高い予測可能性は、権力分立、支配の正当な手続き・制度の導入、権利章典の制定によつてもたらされた。だが、こうした自由主義体制にあってさえも、国家の略奪的傾向は、生産や保護の目的に照らして、社会的に再投資とはならないような資源を、公的機関が収税制度を通じて、私人的な資格で国庫に移す措置のなかに突如現れるかもしれない。」の「略奪的」構成要素を確かめたり、数量で表すことは難しいので、盜賊支配へのこのアプローチは、実証的な視座よりも、分析的な視座を発展させてきた。

別の見方をすれば、民主的体制における盜賊支配的な要素の存続は、私富の増進を狙つた公的役割（政治的、官僚的）の隠れた乱用と関係している (Shleifer e Vishny, 1993)。近代の自由民主主義体制では、集合体に属する財や富の組織的な略奪行為は、国家活動の裏に潜つて見えにくくなる可能性がある。腐敗した交換の網目を通して、

国家介入によつて管理、規制、創出された資源に絡む着服の可能性が、役人や民間人をつかむのである (della Porta e Vannucci, 1994)。このように、盗賊支配というテーマは、政治腐敗、行政腐敗、特に「組織的」／「制度化」された腐敗と深く絡み合つてゐる (Charap e Harm, 1999)。この点、比較的近年の腐敗に対するアプローチは問題であろう。民主主義の政治システム研究は、一九八〇年代末まで散発的にしか政治腐敗に注目してこなかつた。政治腐敗は、経済的に未開発な国だけの病理現象に限定して理解されてき、また政治的近代化過程に関してもまだ十分に、その実態とメカニズムは解明されていない (参照、Huntington, 1968)。民主主義のモデルは、社会主義体制の崩壊を契機として神聖化が進んだが、にもかかわらず当の民主主義も、政治参加の低下、指導者への不信、代表なる「価値」の危機、経済過程でのガヴァナンスの困難といった一連の緊張傾向から自由ではない。政治腐敗は、勝利したはずの民主主義のモデルが直面し始めた諸矛盾の一つとして、問題リストに付け加えられた。不正行為が、見えないところで蔓延してゐるという認識は、政治、代表制度、支配エリートへの一般的な不信や不満の胚胎を許す一方、市民の政治的統制の無力さを露呈させた。ラテン・アメリカ諸国や地中海諸国——政治腐敗が昔から一種の「病理現象」と常々見なされてきた地域——ばかりではなく、アメリカやフランス、あるいはベルギーやイギリスといった、長い民主主義の歴史があり、民主主義が定着した国々においても、一九九〇年代にはスキャンダルの広がりを見せたり、あるいは公金の着服が告発されたりし、腐敗の実情が知られるよつになつた (della Porta e Mény, 1996; Savona e Mezzanotte, 1998)。

盗賊支配の傾向は消えてなくなるどういか、民主主義的な決定機構内にもその芽が、ある形をなして増殖してさた感じがする。盗賊支配は、複雑さを増す国家＝市場関係に忍び込み、新たな合意形成メカニズムが生み出すニーズを餌にし、介入や財源運営といった老練な買収手管を巧みに利用し、商業活動や国際貿易に深く根を下ろすよつに

なった。国際的な汚職への関心の高まりは、一九九〇年代を通じて、OECD、欧州議会、世界銀行、国連が約束を取り付けた反汚職闘争での一連の調整・指導のイニシアティヴによって高まつた。民主主義国家では、マスメディア、市民、野党、独立した司法による潜在的な統制にもかかわらず、腐敗は一部の限られた現象であるに止まらない。こうした理由で、腐敗的交換の特定形態である、盜賊支配的な統治の慣行を阻止したかもしれない、統制の機能不全の原因を分析することが重要となる。

二 腐敗的交換の性質

理論的な観点から腐敗的交換の性質を理解しようとすれば、いかなる組織も、その組織内部の決定を考えた場合、決定を行う代理人と、代理人が代表する利益の本人の関係（例えば、行政＝市民関係）からなる、という事実に意を用いなくてはならない。代理人は、本人の目標とは一致しない私的な目標を持つ存在で、活動に関する重大な情報は秘密にしておく可能性が高い。代理人と本人の間に起こりうる利益の対立を抑制しうる方法の一つが、一定の確認可能な手続きの制度化であり、それによつて代理人の裁量権も制御できる。公的組織にあつては、法的制約（特に、賄賂の授受の禁止）は、代理人の決定を自分に有利にねじ曲げ、見返りに贈賄をする第三者が介在することで骨抜きになり、そこに腐敗した交換が発生する。

腐敗的交換にあつては、私人は、行政資源・国家規制が左右する資源の取り分を、政治家や役人の力添え——有利な決定、保護、未公開情報等——によつて自己に有利なものとしようとする。公的機関は、例えば公共事業費の運用、許認可の付与・取り消し、つまり私人活動の実現の許諾権限を握つており、この種の権限が、公的便益へのアクセスの阻止や民間資源の供給不足に対する人為的な条件を生み出す。公的機関は、こうして政治的レント

を生み出し、その所有権は公共機関がコントロールし、影響を与える手続きに基づいて割り振られる。政治的な不労所得の分配が、不公平、不透明な基準で決められる公的介入部門は汚職に陥りやすい (Rose-Ackerman, 1978, pp. 61-63)。収賄、贈賄の双方が、秘密裡の交換によって、人知れずこの手の政治的不労所得への所有権を山分けし、結果として集合体に損失を与える。よつて汚職は、多くの人々の財を横領する「握りのあくどい連中たちの協定と解釈できる。汚職のコストは、大半の善良な国民に押し付けられる (Comitato di studio per la prevenzione della corruzione, 1996, p. 3)」。」Jのよつた訳で、汚職の存在は支配ヒリート内部の汚職支配の傾向の一指標となる。

汚職行為の浸透度、すなわち政府の盗賊支配的傾向の常態化を説明するには、二つの主要な研究系譜に再び舞い戻ることとなる。経済学的パラダイムによる第一のアプローチは、誘因・機会の制度システムが、主観的に理に叶つてゐると思われる汚職を生み出す場合、個人のそつした選択を合理的なものと見なす。腐敗的交換に加わるか否かの決定は、実際には、コスト予測（バレる可能性と予想できる制裁の厳しさと関係）と期待利得（他の可能な選択肢が生む利得との比較考量）に左右される (Rose-Ackerman, 1978)。」Jのした計算によつて、汚職の「制度的」機会がゲームに入り込む。政治的介入の活動コストである「制度的」機会は、政治市場へのアクターの参入の容易さ、不測の「スキャンダル」発覚に絡む選挙での落選の可能性、経済的・社会的分野への公的介入の水準、政治的・行政的諸決定の裁量の度合い、民間活動への規制の強さ、政治的競争の様態、経済システムが競争的あるいは馴れ合い的かどうか、など多くの要素からなる。また、汚職が相棒によつて告発されたり、「騙されたり」する可能性が低いほど、汚職に手を貸すことによつて期待される利得は大きくなろう。

新制度論に基礎を置くもう一つの理論的見方は、先ほどとは逆に、各組織の基礎を成す規範・規則・手続き・価

値体系に目を向ける。制度の本質的機能は、実際は、制度に含まれる人々に対して、彼らの行為を正当化し、意味を与える「意味」一式と認知的な役割を提供する機能である。したがって、組織内部で行うべき行動は、純粹な個人的利益、言い換えれば選好を満足させる行動が生み出す、不確かな結果への期待によっては動かない、ところである。むしろ、文化的義務感や社会的規範、つまり文脈にかなう適切さ基準に従う行動の論理や、組織への一体感によって動くのである (March e Olsen, 1997, p. 42)。」の一組の規範と価値が、いわゆる汚職の道徳コスト——団体精神といった内面化された信念、公的機関の「職務意識」、広く信じられている政治文化、あるいは違法への態度を反映する——を決定する。道徳コストは、腐敗的行動が法律や法の支配の諸原則の尊重を支える価値体系、つまり「公務」や企業家活動に関して深く内面化された価値観の侵犯の関わりを示すときに高まる傾向にある。個人が付き合う世界の道徳的な評価基準が、官のそれと同類であれば、仲間連中が出してもおかしくない支出は、汚職に巻き込まれ、非常に高くつく結果になる。逆に、初期資本がかさまず（金、知的能力、威信などの点で）、法律遵守への積極的な道徳基準の社会的承認がぐらついておれば、新たなアクターが次々に汚職に手を染め出すことが予想される (Pizzorno, 1992, pp. 45-45)。同様の議論は、官僚制にも当てはまる。万一一、役人や高級官僚への道が、その党派性や政治的後見（勤続年数など最もまし）で左右され、メリット・システムや専門能力が何の役にも立たないとすれば、役人のいわゆる「身分の誇り (orgoglio di posizione)」=「職務意識」——手続きへの尊敬感情——もまた薄れ、その結果、汚職に走る悪党が増える」とが予想できる (della Porta e Van nucci, 1999a)。道徳コストの違いは、同じように利得を生む汚職の場合でも、その個々の事例の隠れた差異を説明できる。制度的条件が同じでも、汚職レベルが市民や役人の「道徳態度」の違いによって異なる」とも、大いにありうる」とある (Elster, 1989, p. 39)。

この新制度論的アプローチに依拠する研究者はすべからく、組織的汚職、すなわち政治・行政システム内に蔓延した汚職の促進要因を見極めようとしてきた。組織ぐるみの汚職のなかでは、権力の盗賊支配的な行使は、腐敗した交換ネットワークにおいて安定する。それは、賄賂の寸断なき流れで利得を獲得する、権力中枢によって是認される行為の非公式の規範によって支配されるものである (Vannucci, 1997)。つまり、腐敗した行動が報酬を受け、「清潔さ」が逆に処罰されるという、負の均衡が強化されるのである。これとよく似たアプローチも、汚職の力学を分析するには特に雄弁な感がある。例えば、多くの研究者は、汚職は自己増殖し、その結果、腐敗した社会においては、汚職とは無縁なクリーンな人々への敵対心や疎んじる気持ちが引き起こす、汚職の雪崩効果が発生することを証明してきた (Elster, 1989, p. 268)。この観点からすれば、汚職の選択的利害は、個人の選好、あるいは制度的配置によって左右されるだけではなく、他者の選択との戦略的相互依存にも左右されることになる。まさに汚職の蔓延によって、実際には汚職がはらむ危険性が低減されるのである。汚職が増えるほど、告発や暴露の危険性が小さくなり、清潔さを選ぶコストが高まるのである (Andvige Moene, 1990)。組織的な汚職のなかに放り込まれると、汚職ゲームから変わり者と目されないためにも、汚職と関係がない人々も汚職の片棒を担ぐか、見て見ぬ振りをせざるをえなくなる。「汚職だらけ」だという思い込みにすぎないものが、資源をもてあそぶ人間の数を増やすのである。賄賂を巧妙に手渡す手練手管についての知恵や情報がどんどん蓄積される。他方、政治家、官僚、企業家の選別は、連中の遵法度に対してもなく、躊躇しない態度、政治的支援者の後援でどしどし頭角を現す力、自分や党のために金を獲得できる力に報いるのである。汚職への道徳的反発も他のアクターの行動——大概「清潔な」行動——に左右されるとすれば、汚職の蔓延という予測もこのように自己実現するわけである。道徳的くさびが緩むと、徐々に「腐敗の文化」と呼ばれる雰囲気が広がり始める (Myrdal, 1971, p. 945)。その上、汚職

によつて一般化した慣行は、公的諸問題への不信と不満を生み出し、さらに大規模な汚職の地ならしをする (Hirschman 1983, p. 135)。逆にもし汚職の広がりが偶発的なものであれば、頼りになる相棒を探し出すのはやほど簡単ではなくなり、制裁も科しやすくなり、道徳的抑制はより堅固なものとなる。

三 汚職の期待コスト

汚職や盜賊支配的な権力行使を断つ抑制力を考へる場合、他の犯罪同様に、対処すべき犯罪の抑止を目的とした戦略をまず考へなければならない。犯罪の处罚は、その不法行為責任を制裁するのみならず、新たな犯罪を犯そうとする意欲を殺ぐ目的をも持つ。実際上、他の条件が同じならば、ある違法行為の期待コストの上昇は、それにコニットする個人の態度を弱めるはずである。こうして、不法行為への関与から予期される制裁（法的处分・行政处分、公式处分・非公式处分）の大きさが作用し始める。制裁が実際に執行される蓋然性 (Becker, 1968) は、司法的・行政的統制構造の能力、すなわち法治状態の確かさによつて次には影響を受ける。逆に、抑制の無効さがまた無力な抑制を生む、という悪循環が始まる場合もあり、そこでは汚職は浸透しやすくなり、汚職の抑制もまたさらにならに難しくなる。

特に民主主義的なシステムは、公権力の行使に対する抑制システムを予め規定している。その実効性は、市民の期待と選好に沿う監督と調整の連続的な過程によつて決まり、市民の期待と選好は、以前に実施された統制の実効性によつて影響を受ける。「外部」から汚職を抑制しようという取り組みを考えた場合、市民による一般的な統制の効果はふつう極めて弱い。汚職減少が生む効用は、汚職反対の集合行為へのいかなる寄与、あるいは努力がなくてもその便益を受けるので、実際上「公共財」の性質を持つ。汚職役人一人を告発することから市民一人が獲得す

る便益は、汚職全体という点では、彼が個人的に負担する高いコストに比べると小さいので、この一人の告発の利点を帳消しにしてしまつ（Benson e Baden, 1985, p. 401）。政治的な抑制メカニズムとしては、まず第一に与野党間の政治力学が考えられる。政権交代が可能な環境では、統治階級の汚職や不正横領の告発は、野党の逆転の可能性を大きくする。こうした見方からすれば、政治腐敗は、与野党間に物質的利得への共食的な合意が成り立つており、またそれと同様に、同一の政党あるいは連立政権が余りにも長期間、権力を握っている事態によつて助長される。

汚職抑止のもう一つのタイプは、国の調査機関自体、特に司法官——行政、刑事とも——が実施することとなる。統治エリートが密かに資源をくすねる行為は、刑法に違反するので、司法官は腐敗の交換に関与した悪党どもに当然に対決することになる。このように、調査機関、裁判機関の政治権力からの独立性の度合いが、政治階級の個々の所有権の違法性を裁く能力に影響を及ぼす。ところで、モンテスキュー以来、立法・司法・行政の三権分立は、近代の自由主義国家に必須の条件と見なされてきた。より近年になると、民主主義を名乗るなどの体制も、政府活動への統制を保障する装置として、司法権の独立を重視するようになつた。権力分立の原則が明確に承認されているとはいゝ、今日の民主主義体制は例外なく、種々の措置を通して、司法権に対する政治的な統制を程度の差はあれ保持してきた。例えば、フランスやスペインでは、検察官は組織・職務上法務大臣の監督下にある。同様の関係は、アメリカでの検察官の公選、権力機構への忠誠者に限つての司法官就任といったイギリスの制度などがそれに当たる（Guarnier, 1992; Nelken, 1996）。このように多くの場合、司法当局には、政治階級を厳しく実効的に調査する手立てがないのである。

政治システムの盗賊支配的な傾向と闘う司法システムの実効性が弱いのは、司法の独立性からのみくる話ではない

い。裁判官が自由にしうる規範的・物理的な手段が、その抑制行為の効果を左右することは明らかである。調査官が自由にできる資源が増えるほど、種々の犯罪への取り締まりを組織し、専門とする構造は実効あるものとなり、またそれだけ法律も明示的になり、犯罪を抑制・防止する裁判活動は効果を高める。汚職の場合、同じ調査官が腐敗的交換の対価として彼の権力を乱用する可能性も考える必要が出てこよう。きちんと、あるいはいい加減に任務を遂行するのか、または予想される制裁を厳格に、あるいは手心を加えて実施するかは、検査官が賄賂に与るのに利用できる資源の一つとなる。注目すべきことに、多くのスキャンドルは、制裁を行う担当者（警察官、税関吏、判事等）が関与してきたのである（Sherman, 1978; Klitgaard, 1988）。

もう一つの問題は、汚職がしばしば官僚あるいは政治家とともに巻き込む犯罪であるという事実と関連する。ウーバー（Max Weber, 1919）が観察したように、近代国家の基本的革新に、職業政治家の誕生と公的官僚階級の誕生がある。両者は協力し合う必要があるが、相互抑制を前提とした別々の機能を遂行する。政治は、立法・行政活動を通じて公共の政治（politiche pubbliche）の一般方針を定義することを意味し、官僚は、政治の指針を執行する。しかし、実際問題としては、機能によって政治と官僚を、このように明確には区分できない。政治的行政官——公選、任命を問わず——は、不測の汚職を暴露したり、違法行為を摘発したり、あるいは必要な行政措置を講じる立場にない官僚と、その統治権力の一部を共有しなければならない。従つて一般に、買収された政治家は、受け取った賄賂に対する返礼として、その決定を実行するためには官僚の敵意を買わないことがせめて必要となる。官僚に対して政治家は、行政活動の一般指針を確立することによって、官僚の不測の汚職の機会とリスクに影響を及ぼす。

だが、政治家と官僚は、相互に抑制し合う前に、次のような共謀を見い出す危険性がある。彼らは、決定過程の

処理のなかで汚職の儲けを分け合い、各々の「管掌領域」に対する相互不干渉を暗黙裡に確認し合い、あるいはさらに儲けの機会を共同して差配すべく、「渉外部局」を設けることもありえよう。公的生活での汚職の恰好の機会は、官僚的役割と政治的役割の「混合」、あるいは官僚の政治的・恩顧主義的な庇護、官僚制内部の統制への能力主義の非力さ（統制主体と客体間の共謀に弱い）、高級官僚の公選組と政治的任命組の人事移動といった要素、あるいはそれらの混合によつて生じる。このことがまた、違法な行為を、組織から組織へと水平方面に伝染しやすくなる。こうした統制メカニズムが重なるよう力失う結果、一方では汚職に平氣で手を染めたり、他方で統制メカニズムそのものが、全体に不利益をもたらす資源の盜賊支配的な収奪に巻き込まれたりする。従つて、汚職のシステムは結果的には、独自な形の全体的な安定性を高め、政治的所得の横領という利得を選択的なやり方で分け合ひ、そこから締め出された広範囲の人々にそのコストを押し付けるのである。

四 官僚的手続きと汚職

賄賂に与ることができ公的部門にあつては、私人にも政治的所得を手にできる機会がある。そうした連中は、国家と交換する資源コスト、あるいは公的規制による資源コストに、不釣り合いな価格設定を行うことができる。価格が高からうが低からうが、いずれの場合も、隠れた交換品は、利得の提供あるいは公的手手続きの結果に影響を与える裁量的決定である。逆の手口は、私人に対する不作為、特に資格の剥奪権限を（建築委員会あるいは統制機構のように）行使しないことである。また往々にして公的決定は、部外秘の情報——利得獲得の機会を増やす蓋然性を大きくする情報——を示すのを済る。国家が関与する政策決定の数が増え、またその重要性が増すほどに——すなわち、政治的所得の発生源を生み出したり、あるいは市民の個々の決定に大きな影響を及ぼす国家能

力が強まるほどに——、他の条件が同じならば、汚職にはますます好都合となる。この点からすれば、国家機能の縮小こそが、汚職の打破、汚職の危険性の排除への戦略と考えられてきた。だが、社会国家という自慢の伝統と汚職の少なさを特徴とするスカンジナビア諸国の経験、あるいは極端に非力で、腐敗が毛細管のように蔓延した発展途上国の官僚制の経験は、国家の介入と汚職の増殖とに相関性がある、という命題が正しくないことを示している。むしろ逆に、歳入規模と汚職の程度を示す指標は、統計的には負の相関を示していることが実証されている (Johnson, Kaufman, Zoido-Lobaton, 1998)。別言すれば、歳出額 (国内総生産に占める割合) が増えるほど、汚職の実際はむしろ減るといふことである。この傾向は、汚職の水準は国家活動の量よりも質にある、という考えを導く。徴税——その側面がなんであれ——の点でも強力かつ権威ある国家は、国内で生み出された資源の一定分は「管理」するといえ、脱税、地下経済、汚職を低い水準に止めることができる。これとは逆に、国民が「信」を置かない弱い国家の場合、歳入が少くとも、現今の「盜賊政治屋」にとつて恰好の餌食となる。

決定過程が透明だと、汚職や公的資源の私的なぶんどりの機会は減る。こうした透明性は、事実、代議制民主主義を基礎づけ、正当性を付与する市民による統治活動へのコントロールにとつて必須条件であり、民主主義の機能に不可欠の条件となる (Pizzorno, 1992)。市民による政治家への権力の委譲は、事実、こうしたコントロールの可能性、言い換えれば彼ら政治家の活動を知り、評価し、最終的には制裁を科すことができる可能性を前提としている。行政活動の透明性はさらに、政策決定者側の法律の遵守を確実なものとするし、また国家活動から得られる便益に、市民が等しく接近しやすくなる。法律が尊重される状況下では、各々の権利・義務を明確に規定した法律・規則は、実際に市民を政府の専横から保護する。この文脈では、法律に訴えすぎることは、規範の個別適用を可能にしたり、あるいは不透明な形で不作為を事実上公認する結果、政府の専横の可能性を拡大する。反対に、行

政活動の手続きが複雑で、結果の見通しがつきにくいほど汚職への誘因は大きくなる (della Porta e Vanucci, 1994)。注目すべきことに、多国間比較調査によれば、汚職の浸透度と企業家が許認可の獲得交渉に費やす時間に、相関性があることが報告されてい (Kaufmann e Siegelbaum, 1997)。

透明性の原則が損なわれると、汚職は、法律違反を何とも思わない連中に、公的資源への特権的な接近を保障する、闇交換システムの発達を誘う。この盗賊支配的な活動は、「不透明さ」の定義に当たる集合的選択の隠蔽を引き起こすだけではなく、色々な方面で政治行政システムの粘性の条件を再生産する傾向がある。もし公的資源の闇の專横過程が広がれば、政治システムの機能に対する市民の不満の声が徐々に高まることになろう。悪循環を断ち切らない限り、民主主義に対する不信や不満は、国家に人一倍頻繁に出入りし、また意味ありげな関係を持つ連中に、私的な庇護を要求するよう仕向けることになろう。恩顧＝庇護的保護は、パトロンへの票と支持を約束し、腐敗した庇護は役人に金品をもたらすのである。

五 汚職と政治のコスト

政治活動の専門化は、政治資源を私的な資源から切り離すことに大きな役割を果たし、盗賊支配の抑制にも役立つてきた。政治資金集めも様々な形——大衆政党の党員加入から一般の献金まで——を取りうるようになり、大資産家と違って政治活動にあまり時間を使えない一般の人々も公的な事象に参加できるようになつた。民主政のものでは、政治資金の調達源への実効ある統制は、盗賊支配が餌にしようとする私的資源と公的資源の混同を止めさせることである。

合法的な資金調達チャネルでは足りない、政治費用の累乗的な上昇は、近年、結果として汚職の増加を招いた。

一般的に言えど、政治のコストは、各政党内であろうと政党間であろうと、競争の水準に影響を及ぼすあらゆる変数に関係している。重要な制度的特徴は、例えば選挙過程に多大な影響を与える制度——議院数、予備選の有無、一回投票制か二回投票制か、あるいは議員数等——である。影響力が確実な候補者間の競争程度は、その制度的条件——選挙区の数と規模、優先投票の有無、比例代表制／多数代表制、対立候補者数——によつて大きな影響を受ける。政治活動のコストに強い影響を及ぼす政治システムの一つの側面は、要するに政党の支持調達の形にある。政党は、基本的には、（1）政党への帰属意識の発達、（2）党の集合的な福祉プログラムの良さの市民への説得、（3）党への特殊支持と顧客連に党が保証する公的資源への特権的接近との交換、などを通して党への合意を集めることができる。合意獲得の第一のタイプは、党組織の広範な創出をしばしば必要とするが、長期的に見ればそのための費用は低減していく。有権者がいったん党と心理的に一体化してしまつと、その後に必要となる情報や説得への経費は必要ではなくなり、当の政党を一貫して支持する投票者となりうる。第二のタイプは、党プログラムを知つてもらい、評価をもらうためには金がかかると同時に、汚職に足をすくわれる危険性もあり、ちょっととしたスキヤンダルでも党のイメージ・評判を危険にさらし、党にとつては過大とも思える重罰を与えるかねない。第三のタイプ——党への個別的統合と定義できよう——は、政治階級の間で盜賊支配的な傾向が膨らみ、要り用となる費用もかさみ、汚職も起こりやすい。このタイプの合意調達は、与えた特殊便益に報いてくれる顧客連を「獲得する」ために実際には多くの金を要し、同時に選挙が果たす汚職政治家への制裁の可能性も小さくしてしまつ。現代の民主主義では、所属型有権者——イデオロギー政党の「堅い台座」——の減少を目の当たりにしては、浮動層をつかむための宣伝活動がより意味を持つようと思われる。政治はますます金がかかる代物となり、色々な方法を工夫して政治資金を調達する備えがあつた政党活動家の数も減つてきた。他方では、新しい情報技術の発達によ

つて政治的コミュニケーションの経費は莫大なものとなつた。脱イデオロギー政治の時代だからこそ、今まで以上に財力の重要性が高まつたといえようか。というのも、選挙では人一倍金がかかる政治的なマーケティング調査を他の候補者よりもうまく行う、換言すれば、自分の顧客マシーンを培養できる多額の資金を持つ候補者が勝つからである。

もし汚職が政治コストの上昇への回答だとすれば、盗賊支配的な実践のまさに広がりは、ある種の悪循環を始動める (della Porta e Vannucci, 1994)。違法な行為で集めた利益の取り分の一部が、汚職政治家の私腹を肥やすとすれば、その利得分が政治市場に再投下されることがよく起つる。この場合、目的たるや、党幹部と換金可能なコネを生み出す私的な「子分連」を作り出すことであつたり、あるいは党幹部から選挙での公認を取りつけたり、あるいは私的な資格で公的資源を専有しうる公職への任用の手形を入手することであつたりする。競争的民主主義では、腐敗政治家は自らの政治的出世に必要な費用を獲得しようと、賄賂を使おうとする。権力の運営は蓄財に資し、その金が新たな権力の獲得を可能とするのである。こうして汚職は、汚職官僚の省庁階級制度の漸次的な弱体化を早める。すなわち、権力はまずは行政官、とりわけ賄賂で「実入り」が大きい職務に就いている官僚に向かい、彼らは公的資源をより多く私的に流用することができる。そうこうするうちに、政治方針を決定し、一般的なプログラムを定義する権力は弱まり、政党、否むしろ政党ボスの職務は、公的組織の重要なポストに頼りがいがある人間を「就任」させることになり、連中は管理された資源の私的資格による横領の収益の分配に取りかかる (della Porta, 1992)。政治は、「権限の市場」へと変質し、そこでの出世は、政党の秘められた構造の生活にとつて必須の財であれば何であれ、それを支配する能力によつて決定されるのである (Belligni, 1998)。

汚職は、それゆえ政治的市場で著しいインフレ圧力を生み出す。第一に汚職は、政治的競争内に、腐敗した政治

家を利する不正取引から出てくる資源を招き入れ、同時に競争者を彼らの競争的立場を再均衡化すべく、資金集めに狂奔させる。さらに、政治家が豊富な財源を使うことができることを表す、多額の選挙運動やその他の出し物は、特別の政治的役割において集めうる隠れた賄賂の「印」を示し、彼らの職業を許す有権者の合意を獲得するために、政治的競争に資源を投資するインセンティヴを与える。汚職と政治のコストは、このように次々と自己増殖する。政治活動のコストが高くつくほど、隠れた公的職務から金を得ようとする誘因もその分大きくなる。同時に、もし公的役割における利得（不正だとしても）の機会が「盛ん」であれば、選挙運動、あるいは役職をめぐる政治的争いに多大な金を突っ込むし、形勢は有利にもなる。盜賊支配への傾斜は、このようにして民主的な決定メカニズムを特徴づける投票によつて、競争の性質、それ以上に競争の結果をねじ曲げがちである。組織的な汚職を前にしたとき、政治家の選出は、集合的ニーズを代表する彼の能力に対してではなく、冷笑的で道徳的制約を欠いた性質、あるいは賄賂の利得を政治に再投資する能力に褒賞を与えるのである。こうして、参加者全員の財政的要求を増加せしめ、至る所に広がつた汚職の繰り返しに拍車をかけ、その結果より大きな賄賂を集める権力のポストに就くことができるとが、できる連中に報いる、インフレ的な政治競争が生まれるのである。

六 市場と腐敗

世界大での民主主義に対する搖るぎない評価は、それと同時に進行した市場システムの成功と踵を一にしている。だが、もし汚職が「制度化」されると、経済領域も国家の諸機構周辺の変質過程の毒氣から無事ではいられない。汚職は、民主主義と市場という、相互に特徴を同じくするとしばしば考えられてきた、二つの制度間で発生する地下茎部分での摩擦の一つの現われである。腐敗的交換は、市場ではなくして、代わりに国家の諸機関によつて

——制度化された手続きに従つて——決定されていなければならない、ある種の関係への市場論理の適用をねむ。だが、価格システムを公的手続きによつて保障される権利へと押し広げることは、民主主義の価値と相容れないのみならず、市場の適切な動きにとつても障害となる (Arrow, 1972, p. 357)。法律、紛争解決、権利の保護、市場システムに不可欠な全ての公共財が、隠れた交渉や腐敗的交換の対象となるようなどころでは、経済活動の実りの多い働きを許す、確実性と規則性の最低限の枠組みが失われる。その結果、市場には「最悪の選択」過程が発生し、民間の生産者と事業は、消費者ニーズを満足させる能力ではなく、政治権力との信頼・共栄関係を築く力、あるいは賄賂を与える点での、信頼性や気前よさに對して報いられるようになる (della Porta e Vanucci, 1999b, Sapelli, 1994)。

企業家が賄賂を欲しいままに振舞う余地は、彼らが供給する財・サービスに対する一般市民の需要の相対的な重要性が高まるにつれて大きくなる。それに反して、科学技術が進んだり、あるいは生産物の供給源が民間部門以外にあれば、政治権力と結託しようという企業家の衝動にブレーキを利かせることはできる。民間需要の比重が公的需要より多い経済システムでは、企業家は賄賂を不意に要求されても、大した金をかけずに抵抗できる。他方、法的効力を有する独占禁止の規範が存在すれば、公的決定を買収するために獲得できる市場における資源を濫用することも減る。また、国際競争への市場開放、関税障壁の撤廃は、政治的な保護関係を築く上で障害物となる。といふのは、こうした保護関係から排除された連中が、排除の不当性を告発する率が高まるからである。企業構造の制度化レベルは、汚職の機会に影響を及ぼすもう一つの要因である。経営者の行動に対する実効的な外部コントロールを兼備した、株主会社モデルが一般的なところでは、賄賂の金をひねり出すための裏金作りはより難しくなる。同時に、小株主間での資産の分散と事業経営者の頻繁な交替は、しばしば腐敗関係の安定化の基盤となる政治権力

者との長期に及ぶ信頼関係の構築を妨げる。反対に、内部統制が弱く、一部の限定されたグループに資産が安定的に集中している企業は、官側での安定した政治エリートによる権力の永続化につけ込み、不当な利益を獲得することが発生する（一例として、日本、イタリア）。腐敗した交換の際限なき繰り返しへの期待が、官民の間の隠れた交換システムに基づいて、行政官と企業家との間に長期に及ぶ癒着関係を生み出すのである。

組織的な汚職にあっては、一般に企業家は汚職の生みの親か、その受益者となる。彼らは、粗末な財を、公社・公団にとんでもない価格で売りつけ、莫大な蓄財をする。汚職の世界は、この場合のように、腐敗的交換への参加が意識的であるとは限らず、普通は取引から排除された企業が熱心に保護し、切望する、保護的な市場の存在によって維持される、自発的交換の次元に紛れ込んでいるようである。この場合、公社・公団と契約を締結しようとすると企業や個人の競争は、正直者をあまり評価しないし、司法当局による告発——時たまあるが——を引き起こさず、行政活動の能率アップにも寄与しない。恣意的な政策決定過程や結果が不確実で、予想しがたい公的手続きを首を突っ込んでいる多くの企業家は、特殊な公的便益の獲得、あるいは公社・公団を舞台とした企業活動への一般的な政治＝行政的庇護——入札への参加から許認可・免許の申請まで——を獲得するのが有利だ、との思いを強くする。その瞬間、賄賂の金は、民間と公行政の間の隠れた取引、契約関係、および民間の権利の侵害に関する紛争を予防し、素早く解決し制裁を科す権力を獲得した政治的保証人に——一種の定期税として——に向けられる（Vannucci, 1997）。

一般には、汚職のシステムには、政治家や役人による民間資本の強奪ではなく、むしろ国家介入が生み出す公的資源を行政官と庇護企業が一緒になつて略奪するという現象が目につく。別言すれば、盜賊支配的な傾向は、公共政策の実施と結果の条件を自分たちに有利に左右できる政治階級と、一部の官僚と民間の仲間内が共有するよう

なる。自発的交換のこの次元は、汚職がしばしば公共事業の受注をたらい回しして確保しようと結託する、企業家カルテル絡みの事象によつて確認できる。共謀がもつ同様の傾向も、汚職の一つの源泉である。共謀によつて、一方では、政治家の不介入や市場規制サービスへのお返しに、賄賂として政治家に一部再分配できる個人所得の特殊な位置を創出でき、他方では、不正な行政官は、現実には指名済みの勝組が入つた競争の展開のなかで、形式的規則性や表面上の競争の陰に身を隠すことができる。当然ながら、汚職によつてこのカルテルは、潜在的な競争者から自分たちを守ることができ、その結果、もし真の競争があれば霧散してしまう利得のマージンを死守し続けることが可能となる。汚職政治家は、公社・公団が返報してくれる、価格上昇分の一部を自分のものにできるので、競争を排除すべく企業家間の取り決めを支援することに関心がある。

企業家の買収活動は、ルールの二つのセットの侵犯を示唆する。第一は、一般的利益を守る傾向にある法規範の侵犯である。第二は、株主の利益を保護する目的の会社内部の契約条項の侵犯である。というのも、賄賂の支払いは、明らかに経費公式書類の改竄を強要するからである。汚職は、「保護的市場」から排除された企業に影響を与える。それは、法律を守つて経済活動を行つてゐる企業に損失を与える、それとは逆に非効率だが腐敗役人と何らかの信頼関係を有したり、あるいは違法行為に必要な能力を獲得でける企業に有利に働く、「負の選択」の原因となる。まともな公的規則がない競争においては、効率的な企業ほど、市場への参入機会を奪われた敵対企業による公的部門での経済活動を得んがために進んで役人に賄賂を支払う行為によつて、敗退する可能性が大きい。より一般的には、その結果、損をするのは市民、一般納税者であり、彼らは公共土木事業費の上乗せ分を負担し、粗悪な質の財とサービスしか手にできず、公的需要のひずみを我慢することになる。国家は、社会的に有用なものではなく、これらの操作的な選択をした行政官に、私的により利益になるものを提供するのである。

七 結 び

結論として、盜賊支配的な行為のしつこい関係が、近代の自由民主主義——法治主義、公行政の透明性、職業としての政治家の資金調達、市場の競争活動の保障——に持ち込まれたところでは、汚職や他の横領的な行為が組織的に浸透した負の均衡が強化される可能性がある。闇取引の「秩序ある」働きを可能とするメカニズム自体が、不測の内輪もめを抑え、システムへの新たな参入者の予備的な社会化を助け、信用度で今一の連中を排除しやすくし、やがて罰のお目こぼしと一一般的な感覚を強め、腐敗的交換に予想されるコストを低減させ、道徳の壁を低くする。だが、この負の均衡は毛細管のように広く持ち合い関係にあるにもかかわらず、内在的な脆弱をはらんでいる。すなわち、この負の均衡は、専横的な活動に基礎を置くがゆえに、物質的・象徴的な資源を費消する傾向があり、適切な均衡を再び立ち上げる好位置にはない。この場合、政治システムの外部あるいは内部からの挑戦が、「有徳クラブ」を興したり、また政治＝行政的な「ゲームのルール」の改革という政治的な切歎によつて、盜賊支配的行為の拡大した規模での再現を打ち碎くことが多分に起りうる。

【参考文献】

- Andreski, S., *The African Predicament*, London, 1968.
- Andvig, J. C. & Moene, K. O., "How Corruption May Corrupt," *Journal of Economic Behaviour and Organization*, Vol. 13, 1990, pp. 63-76.
- Arrow, K., "Gifts and Exchanges," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 1, No. 4, 1972, pp. 343-362.
- Becker, G. S., "Crime and Punishment: An Economic Approach," *Journal of Political Economy*, Vol. 76, 1968,

pp. 169-217.

Belligni, S., *Il voto simoniano del potere: Scritti su democrazia e mercati di autorità*, Torino: Giappichelli, 1998.

Benson, B. L. & Baden, J., "The Political Economy of Governmental Corruption: The Logic of Underground Government," *Journal of Legal Studies*, Vol. 14, 1985, pp. 391-410.

Buchanan, J. M., *The Limits of Liberty: Between Anarchy and Leviathan*, Chicago: University of Chicago Press, 1975. 『限界論』『自由と規制——人間の範囲の政治』 索引社 1977年

Charap, J. & Harm, C., *Institutionalized Corruption and the Kleptocratic State*, International Monetary Fund, working paper, No. 91, 1999.

Comitato di studio per la prevenzione della corruzione, *Rapporto finale al Presidente della Camera dei deputati*, Roma, 1996, pubblicato come *La lotta alla corruzione*, Bari-Roma: Laterza, 1998.

della Porta, D., *Lo scambio occulto: Casi di corruzione politica in Italia*, Bologna: Il Mulino, 1992.

della Porta, D. e Mény, Y., a cura di, *Democrazia e corruzione in Europa*, Napoli: Liguori, 1996.

della Porta, D. e Vannucci, A., *Corruzione politica e amministrazione pubblica: Risorse, attori, meccanismi*, Bologna: Il Mulino, 1994.

della Porta, D. e Vannucci, A., *Corrupt Exchanges*, New York: Aldine de Gruyter, 1999a

della Porta, D. e Vannucci, A., *Un paese anomale*, Roma: Laterza, 1999b.

Elster, J., *Nuts and Bolts for the Social Sciences*, Cambridge: Cambridge University Press, 1989. 『社会学の道具箱——合理的な選択理論入門』 久松道郎訳 1997年

Gardiner, J. A. & Olsen, D. J., eds., *Theft of the City*, Bloomington, IN: Indiana University Press, 1974.

Hirschman, A. O., *Shifting Involvements: Private Interests and Public Action*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1983. 佐々木毅・杉田敦訳『失脚の参画の現象学——私的利権の公的行為』法政大学出版局 1988年

Huntington, S. P., *Political Order in Changing Society*, New Haven: Yale University Press, 1968. 政治の秩序

『政治の秩序』 (上) (下) トマス・ハーリー 1971 [英]

Johnson, S., Kaufman, D. E. & Zoido-Lobaton, P., *Corruption: Public Finances and the Unofficial Economy*, ECLAC Conference, Santiago, 26-28 gennaio 1998.

Kaufmann, D. & Siegelbaum, P., "Privatization and Corruption in Transition Economies," *Journal of International Affairs*, Vol. 50, 1997, pp. 419-459.

Kitgaard, R., *Controlling Corruption*, Berkeley: University of California Press, 1988.

Lane, F. C., "The Cost of Protection," in Lane, *Venice and History*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1966.

Lundahl, M., "Inside the Predatory State," *Nordic Journal of Political Economy*, Vol. 24, 1997, pp. 31-50.

March, J. G. e Olsen, J. P., *Governare la democrazia*, Bologna: Il Mulino, 1997.

Myrdal, G., *Il dramma dell'Asia*, Milano: Il Saggiatore, 1971. 亚洲の問題 [アジアの問題] — 中国の問題 [中國の問題] — 韓国 [韓國] — 日本 [日本] — 東南アジア [東南亞] — 南洋 [南洋]

Nelken, D., "The Judges and Political Corruption in Italy," *Journal of Law and Society*, No. 23, 1996, pp. 95-112.

North, D., "A Neoclassical Theory of the State," in North, *Structure and Change in Economic History*, New York: Norton, 1981.

Olson, M., "Dictatorship, Democracy, and Development," *American Political Science Review*, Vol. 87, No. 3, 1993, pp. 567-576.

Olson, M., *Logica delle istituzioni*, Milano: Edizioni di Comunità, 1996.

Oppenheimer, F., *The State*, San Francisco: Fox & Wiles, 1997 [1924].

Pizzorno, A., "La corruzione nel sistema politico," in D. della Porta, *Lo scambio occulto*, Bologna: Il Mulino, 1992, pp. 13-70.

Popper, K. R., *Conjectures and Refutations*, London: Routledge, 1963. 藤本隆治・石垣壽郎・森博記『推測と反駁——社会科学の発展』法政大学出版局 1980年

Rose-Ackerman, S., *Corruption: A Study in Political Economy*, New York: Academic Press, 1978.

翻

Rothbard, M. N., *The Ethics of Liberty*, Atlantic Highlands: Humanities Press, 1998.

Sapelli, G., *Cleptocrazia: Il "meccanismo unico" della corruzione tra economia e politica*, Milano: Feltrinelli, 1994.

Savona, E. U. e Mezzanotte, L., *La corruzione in Europa*, Roma: Carocci, 1998.

Schelling, T., "What Is the Business of Organized Crime?", in Schelling, *Choice and Consequence*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 1984.

Sherman, L. W., *Scandal and Reform: Controlling Police Corruption*, Berkeley: University of California Press, 1978.

Shleifer, A. & Vishny, R. W., "Corruption," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 108, 1993, pp. 599-617.

Tilly, Ch., "War Making and State Making as Organized Crime," in P. B. Evans, D. Rueschemeyer & T. Skocpol, eds., *Bringing the State Back In*, Cambridge: Cambridge University Press, 1985, pp. 169-191.

Vannucci, A., *Il mercato della corruzione*, Milano: Società Aperta, 1997.

Weber, M., *Politik als Beruf*, Monaco e Lipsia: Duncker & Humblot, 1919. 藤井洋輔『職業としての政治』岩波文庫 1980年

Weber, M., *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen, Mohr, 1922.

Wiles, P. J. D., *Economic Institutions Compared*, Oxford: Blackwell, 1977.